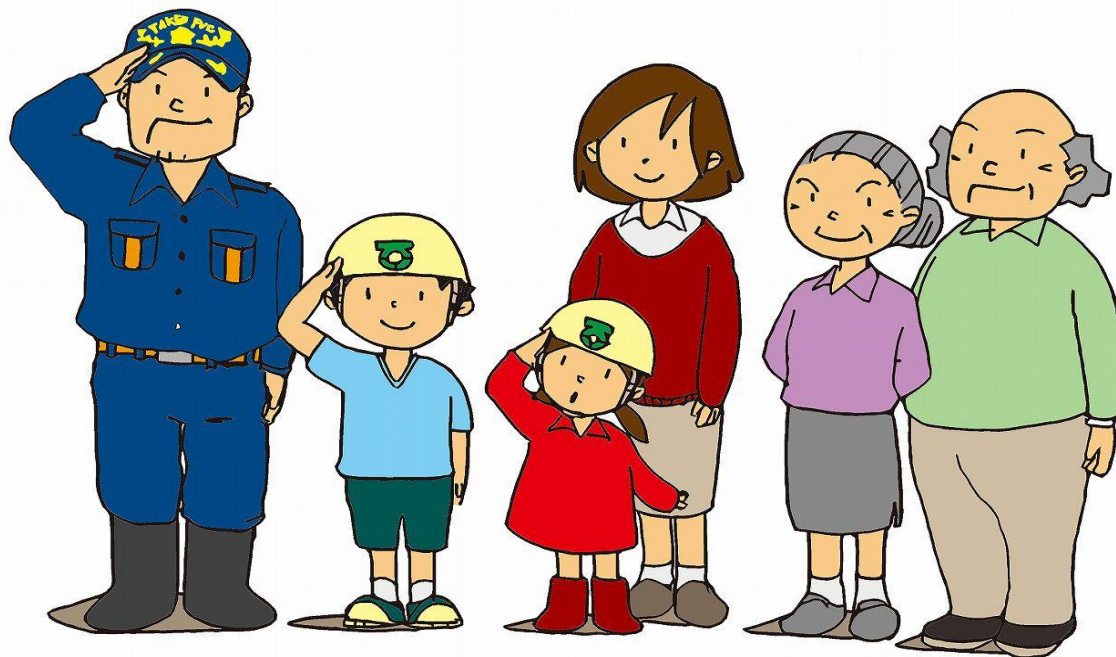


武雄市地域防災計画の修正概要



平成28年8月29日

武雄市総務部安全安心課

I 主な改正点

1. 地震に係る被害想定の見直し

平成25年2月に国の地震調査研究推進本部において「九州地域の活断層の長期評価」が公表されたことを機に、佐賀県が平成25年度～26年度の2カ年で実施した「地震被害等予測調査」の結果を反映

これまでの想定地震

川久保断層系

〔地震の規模〕 M6.7 〔武雄市の最大震度〕 震度6弱



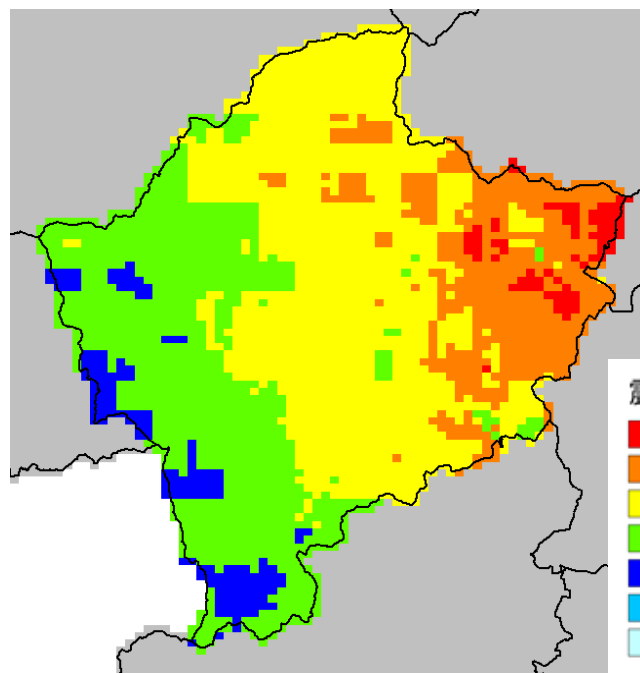
今回の計画の想定地震

佐賀平野北縁断層帯

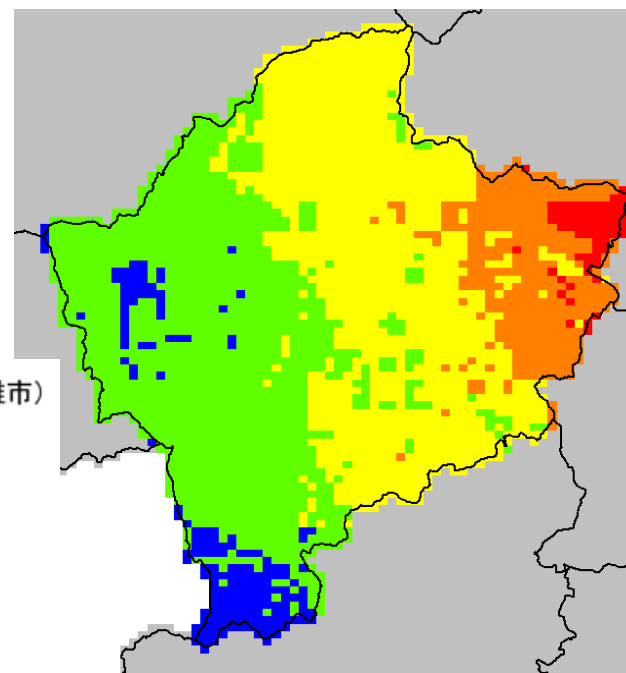
〔地震の規模〕 M7.5 〔武雄市の最大震度〕 震度7

佐賀平野北縁断層帯の強震動予測の結果（武雄市）

強振動生成域3つ・西側大の場合



強振動生成域3つ・中央大の場合



震度(武雄市)



武雄市の最大震度 7

特に、軟弱地盤である六角川沿いの低平地（北方町、朝日町、橘町）では、震度7～震度6強となっている。

武雄市の被害想定

武雄市において最も被害想定が大きかった佐賀平野北縁断層帯(断層西側)で発生した場合の季節・時間帯別の被害想定は次のとおり

- 冬・深夜 大多数の人が住宅におり、住宅による死傷者数が最も多くなるケース
- 大多数の人が通勤先・通学先に移動しており、日中の平均的なケース
- 火器の使用が一年中で最も多く、火災の被害が最も多くなるケース

季節・時間帯	建物被害		人的被害	
	全壊・焼失	半壊	死者	負傷者
冬・深夜	1600棟 (5%)	3200棟 (10%)	100人	650人
夏・12時			50人	410人
冬・18時			80人	470人

その他、ライフライン被害としては、停電世帯が約1%、上水道の断水人口が約50%、固定電話も約2%が不通となる。また、避難者数も7000人を超える。

2. 熊本地震の課題を踏まえた見直し

平成28年4月に発生した熊本地震において
見えてきた現段階の課題について、
「武雄市で起きたら」の観点からの見直し

大規模地震を想定した
様々な事前の備えが必要



〔熊本地震での主な問題点と修正点(取りまとめ)〕

○防災拠点や避難施設が被災



災害に強い庁舎
避難施設の安全確保、見直し

○行政自体が被災し事業継続が困難
○応援側と受援側のニーズの不整合
○応援職員に対する環境整備が不十分
○NPO団体やボランティアが機能しない



業務継続計画(BCP)
受援計画

○避難者の状況把握が困難
○避難所運営に膨大な労力



避難所開設・運営マニュアル
避難所の機能強化
避難者のニーズ把握(ICTの活用)

○物資拠点の選定と末端までの物資支援
○時間経過における支援方法の切替



物資を速やかに届ける仕組み
プッシュ型支援→プル型支援

○個人の備えが不十分
○自力での避難が困難な世帯の存在



自助の推進
共助の推進

(1) 防災上重要な施設の充実

新庁舎完成見取り図
(平成30年度移転予定)

〔修正点〕

○新庁舎移転

庁舎は防災拠点の中核であり、災害に強い庁舎の建築と情報通信機器を備えた災害対策本部室を整備



○代替施設の変更

これまでの代替施設である文化会館は耐震基準を満たしていないため、支所庁舎へ変更

○避難施設の安全確保と機能の強化

学校、公民館については、これまで計画的に耐震化を図っているが、照明器具等の落下物防止対策等の安全確保を実施

○指定緊急避難所及び指定避難所の見直し

耐震性の確保、土砂災害警戒区域や浸水想定区域を勘案し、見直しを実施

指定緊急避難所(48箇所→28箇所) 指定避難所(33箇所→25箇所)

白岩競技場一帯、山内中央公園一帯、北方サンスポーツランド一帯の施設については、自衛隊、警察、消防の援助隊の拠点として確保したため、避難所等が減となった。

(2) 防災活動体制の充実

〔修正点〕

○業務継続計画(BCP)の早急な策定

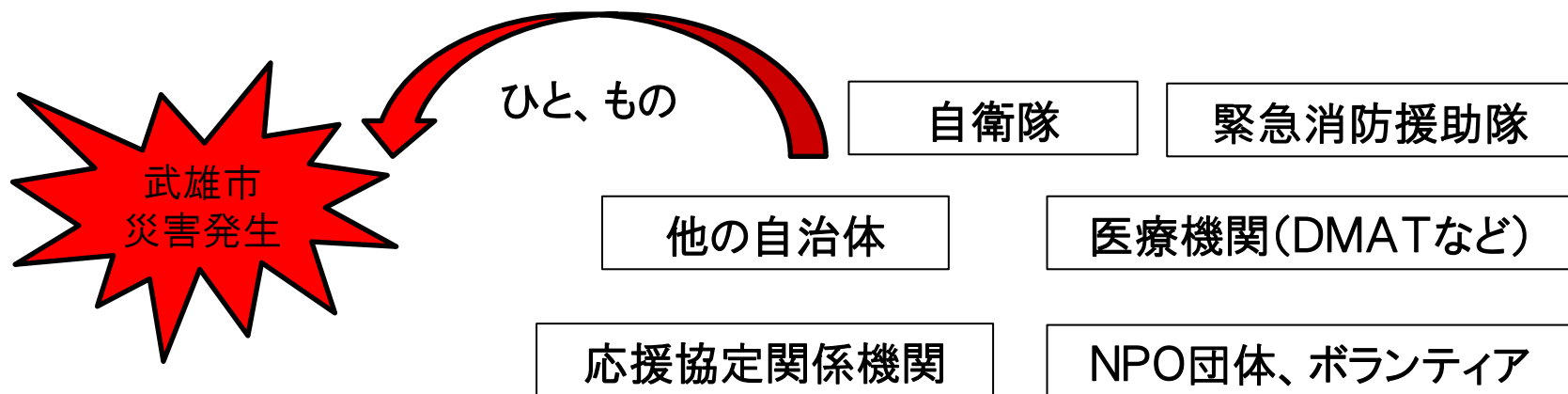
大規模災害発生時においても、災害応急対策業務の着実な推進と継続する必要性が高い
通常業務の機能停止・低下を最小限に抑え可能な限り速やかな復旧・復興に努め市民生活
の回復を図るための業務継続計画を早急に策定

業務継続計画における重要な6要素

- (1) 首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制
- (2) 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定
- (3) 電気、水、食料等の確保
- (4) 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保
- (5) 重要な行政データのバックアップ
- (6) 非常時優先業務の整理

○受援計画の早急な策定

大規模災害時において、他の自治体、自衛隊、消防機関等の緊急援助隊、医療機関、災害時応援協定締結団体、NPOなどのボランティアからの人的・物的支援を円滑に受け入れるための受援計画を早急に策定



受援計画における視点

- (1) 応援先・受援先の指定
- (2) 応援・受援に関する連絡・要請の手順
- (3) 災害対策本部との役割分担・連絡調整体制
- (4) 応援機関の活動拠点
- (5) 応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制について必要な準備
- (6) 災害ボランティアセンターとの連携によるNPO、ボランティアの受け入れ

○災害応急対策の実施に係るタイムスケジュールの追加

風水害対策と地震災害対策におけるタイムスケジュールを記載

大規模風水害の場合

気象警報の
発表中

災害の発生や
避難への備え警戒



災害発生
～24時間

人命優先の活動

災害発生
～72時間

被災者支援の開始

終息後
72時間

被災者の生活再建
対策の開始

終息後
1週間

被災者の生活再建
対策の本格化

終息後
1ヵ月

被災者の生活再建
対策の実施

大地震の場合



災害発生
～1時間

情報の収集
人命優先の活動

災害発生
～24時間

人命救助の本格
化、被災者支援の
開始

災害発生
～72時間

被災者の生活再建
対策を開始

災害発生
～1週間

被災者の生活再建
対策の本格化

災害発生
～1ヵ月

被災者の生活再建
対策の実施

(3) 避難所の開設・運営

〔修正点〕

○避難所開設・運営マニュアルの策定

災害発生時において、市が迅速に避難所を開設できるマニュアル

避難所の運営に当たっては、地域住民による自主運営を基本とするマニュアル

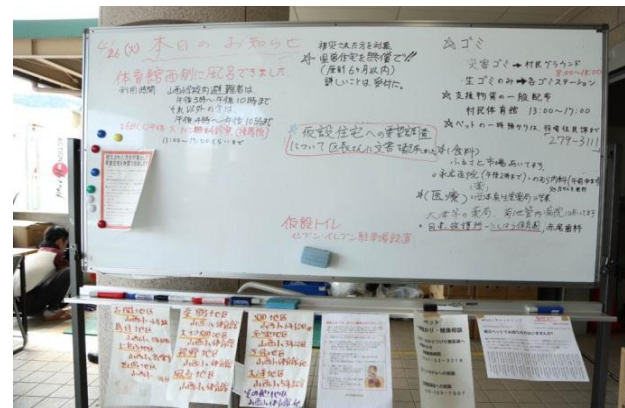
○避難所の機能強化

高齢者や障がい者、乳幼児など様々な立場の方に配慮した避難所づくり

時間経過に応じて、避難者のニーズを把握し情報共有できるしくみづくり

○避難所外の避難者への配慮

自宅や指定避難所以外の避難者、車中泊、テント生活による避難者への物資の提供などの配慮

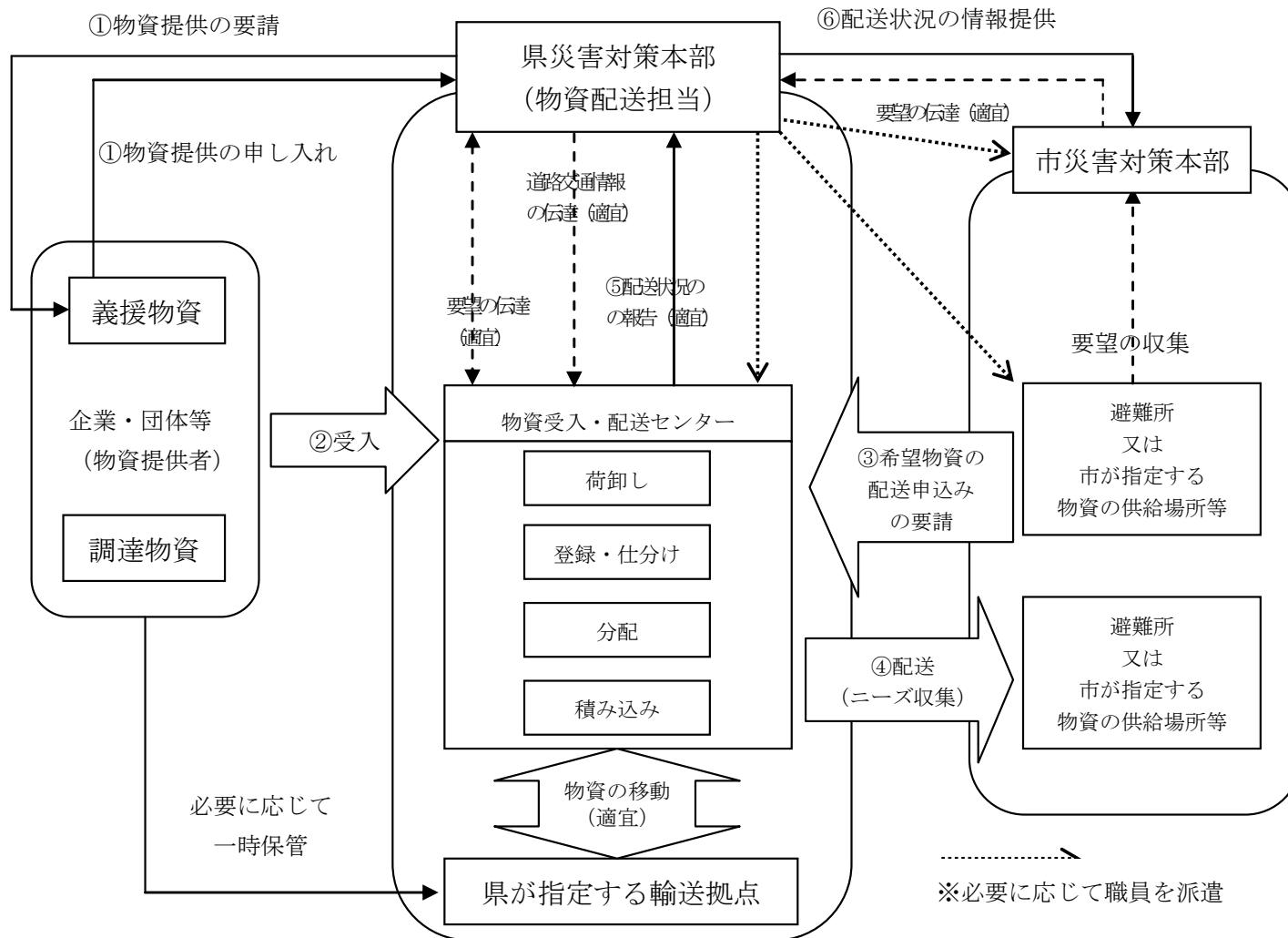


※その他の課題の本計画への記載状況

○支援物資の配送

(第3章 災害応急対策計画 第20節 食料、飲料水及び生活必需品等の供給計画 第4項 物資の配送計画)

【支援物資の受入・配送システム (大規模災害時)】



○自助・共助の重要性

(第2章 災害予防対策計画 第4節 防災思想・知識の普及)

〔概要版より〕

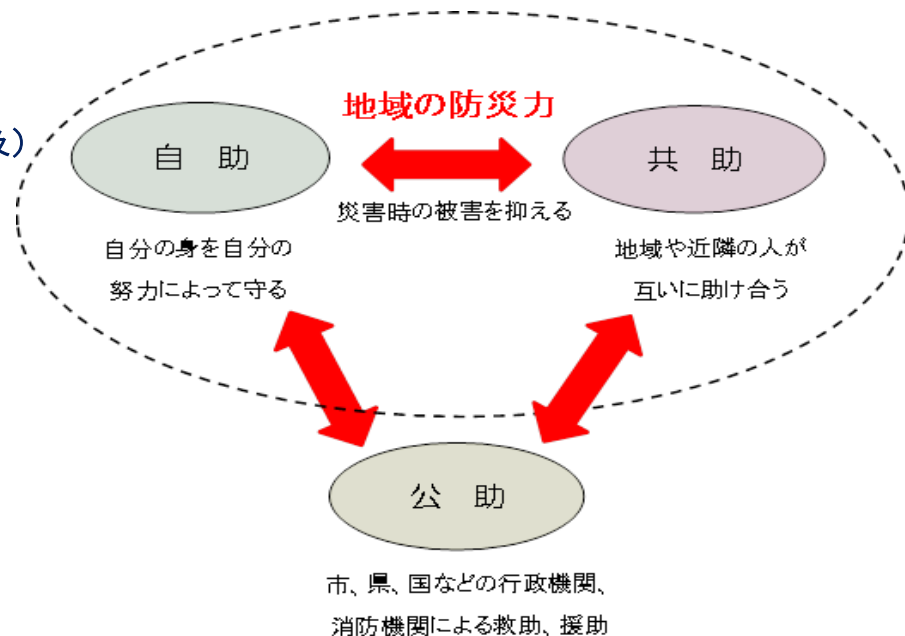
市民の皆さんが備えること

- ① 地震に備え、住宅の耐震改修や家具の転倒防止を行きましょう。
- ② 自分の住まいが土砂災害危険区域にあるか、浸水の可能性があるかを把握し、避難所、避難経路や付近の危険箇所を確認しておきましょう。
また、日ごろから家族で防災について話しあって、連絡方法や集合場所を決めておきましょう。
- ③ いつでも避難できるように、3日分の食料、飲料水、生活必需品等を備蓄し、非常持出し袋を用意しておきましょう。

(参考)

3日分の食料・飲料水（缶詰、乾パンなど）、
ばんそうこう、マスク、常備薬懐中電灯、ラジオ、
乾電池、携帯電話、携帯充電器、カイロ、予備の
メガネ、補聴器、毛布・寝袋、タオル、ライター、
マッチ、貴重品（通帳、印鑑、健康保険証、免許証
のコピーなど）など

- ④ 市や地域の防災訓練に参加しましょう。



地域の皆さんが備えること

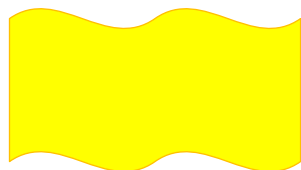
- ① 自主防災組織を結成しましょう。
- ② 日頃の自治会の組織体制を活用し、災害時における地域内の連絡網や活動体制を決めましょう。消防団と一緒に話し合い、連携を取れるようにしておきましょう。
- ③ 地区内の危険箇所を点検し、防災、消防、交通、防犯などを含めた安全安心マップを作成しましょう。
- ④ 地区内の高齢者など避難行動要支援者のお宅を日ごろから確認し、災害時に支援の体制が迅速にできるようにしておきましょう。
- ⑤ 市や県の防災訓練に積極的に参加し、また独自でも防災訓練や消火訓練などを定期的に行いましょう。

3. その他の修正

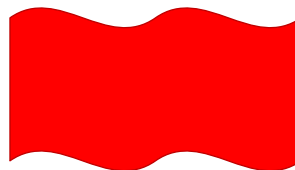
(1) 防災基本計画や制度改正による修正

○避難所情報に関するサインの統一

通信が途絶した避難所等において、支援が必要な人がいることや支援が必要な人の中に重症者などがあることについての情報を、防災ヘリ等に容易に把握させるために、情報伝達用サインを統一する。



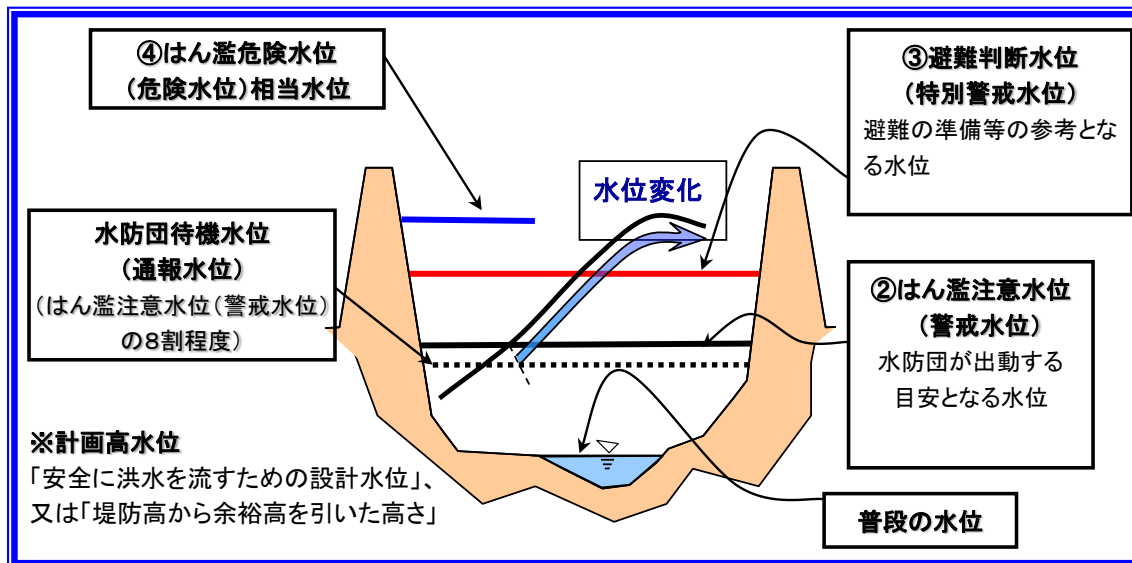
支援が必要な人が
いることを示す



支援が必要な人の中に重
症者や要配慮者など緊急
に救助を要する者がいる
ことを示す

○はん濫危険水位と避難判断水位の見直し

避難勧告等の目安となる水位の基準を「避難判断水位」から「はん濫危険水位」へ見直し



(2) その他の修正

○市の組織体制の変更による災害体制の修正

○災害情報伝達手段の実態に応じた修正

- ・市防災メールの中止
- ・防災行政無線難聴地区対策としてのサイレンの活用、防災ネットあんあんの活用

○原子力災害対策編については、国の組織及び指針等の改正による修正

○資料編の見直し

- ・土砂災害警戒区域、特別警戒区域の指定による追加
(武雄町、橘町、朝日町全域と東川登町及び西川登町の一部)
- ・新たな災害応援協定の追加と変更
NPO法人コメリ災害対策センター 武雄市内郵便局 佐賀県LPガス協会武雄支部
コカ・コーラウエスト株式会社 (変更) 有限会社西清商事→株式会社サンセイ
- ・佐賀県緊急輸送道路網図の変更

○計画修正に応じた「概要版」の修正